

議案第31号

基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約の変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、平成30年4月12日に議決された議案第18号基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業契約について、下記のとおり変更契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第15号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 基山町子育て・若者世帯の定住促進住宅整備事業
- 2 契約代金額 変更前 951,621,432円  
変更後 941,097,694円
- 3 契約の相手 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦991番地2  
タウンプランニング株式会社  
代表取締役 鳥飼善治

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

令和元年9月13日原案可決